

様式第2号(第9条関係)

会議録

会議の名称		平成24年度 第3回 ふじみ野市総合振興計画審議会			
開催日時		平成24年9月27日(木) 開会時刻 午前 9時30分、閉会時刻 午前11時57分			
開催場所		本庁舎5階 執行部控室			
出席した者の氏名		役職名	氏名	役職名	氏名
		会長	伊藤 英夫	委員	西村 幸久
		副会長	小熊千寿子	〃	鈴木 幸子
		委員	粕谷 雄一	〃	内村 世紀
		〃	関谷 治久	〃	久慈 直美
		〃	柳川 道子	〃	西村 正博
		〃	郷 秀樹	〃	茂垣 收
		〃	金子 竜太		
欠席者の氏名					
会議の議題		(1) ふじみ野市総合振興計画後期基本計画(原案)について (2) その他 ・第2回総合振興計画審議会委員意見について			
会議の公開又は非公開の別		公開			
会議の非公開の理由					
傍聴人の数		2人			
発言の内容		別紙「発言の要旨」のとおり			
会議資料		<ul style="list-style-type: none"> 資料1 第3回総合振興計画審議会委員質問／市の考え方 資料2 第2回総合振興計画審議会委員意見／市の考え方 後期基本計画におけるグラフデータについて (大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) (大綱Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ)			
事務局		総合政策部 改革推進室 西川邦夫、岡本勝、篠澤真由美、武井克裕、橋本優 検討委員会部会長 小関修、林豊一、高山金次郎、内田茂行、西郷雅美 コンサルタント (株)ジャパン総研 竹澤慎太郎、鈴木温子			
議事の確定	確定年月日	平成 年 月 日			
	記名押印	役職名 会長 伊藤 英夫 印			

別紙

発言の要旨

議事（要旨）

（1）ふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）について

会長 まず、事務局から説明がありました配布物のこと、会議の進め方について、ご意見、質問等がありましたらお願いします。

 特になければ、後期基本計画案における、大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについての審議に入りたいと思います。前回と同じく、政策ごとに議論いただきたいと思います。1政策当たりの審議時間は、おおむね15分から20分程度ですので、ご意見を発表いただく際は、簡潔にお伝えいただきますよう、ご協力のほど、よろしく願いいたします。では、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 資料1は、事前にいただいた、大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについての質問に対して、市の考え方を提示させていただいたものです。これから行う政策ごとの議論の資料としていただき、市の考え方についての意見も含めて、資料1を大綱の審議に加えていただければと思います。

会長 それでは、大綱Ⅰ「スリムで効率的な協働のまちづくり」、行財政運営の分野の政策1「市民とともに歩むまち（市民参加・協働）」、20ページから25ページについて、皆さんからご意見や質問等がありましたらお願いします。

西村（正）委員 事前に意見を出しましたが、それに沿っていきたいと思います。資料1の15番になる内容ですが、2つ意見を述べさせていただきます。1点目が、施策1「市民との協力体制を構築します」の「協力」というところが、曖昧な形になるといけないので、カッコ書きの「（市民参加・協働）」の部分を入られたほうがいいのではないかとということで提案しました。回答では、「カッコ書きは外せない」と書かれているので、この部分をもう一度詳しく説明いただきたい。

 2点目が、この中の課題の1つとして、まちづくりの人材登録制度について、まちづくりにふさわしい人材が確保できるような制度の在り方とか、今の制度の内容を見直すべきではないかという提案をしました。回答には「充実を図ってまいります」と書かれているのですが、後からやるという話ではなくて、この計画書の中に文面として反映していただいたほうがいいのではないかと思います。

事務局 施策のタイトルと形式につきましては、前回の審議会の中でも、「安全・安心」の記述のところがありまして、基本的にカッコ内で一番明確なアピールができる項目ということで、「市民参加・協働」という記述も全体的な整合性を取りたいと思っています。施策の名

称の記述については、もう一度検討させていただきたいと思います。

2点目の「まちづくり人材登録制度」については、人材を発掘する難しさがあって、各担当も人材の発掘を心がけておりますので、充実を図る中で、「市民参加のツールとして発展させていきたい」という記述をさせていただければと思います。

西村（正）委員 実は、私も登録していますが、所定の用紙に書いて出したら登録が終わりということなので、これでいいのかなという思いがあります。そのうち見直していただきたいという意味で申し上げました。

事務局 現実としては、学識経験や知識を持っている方として紹介が来て、その方に個別にお願いするということがあります。

もう1点、市民参加について、基本的には公募制というのが、後期の段階から、市としての基本的な形になっていますので、それとの整合性を踏まえながら、委員の選出については、制度を活用していきたいと思います。よろしくをお願いします。

久慈委員 ふじみ野市民の総数が約12万人と聞いていますが、そうすると、この25人と72人という基準値のところ、大体0.02%になります。大変少ないと思います。その原因として、「まちづくりまちおこし大学」が何なのかを知らない人が多いのではないかと思うので、その説明と、まちづくり人材登録をする意味を簡単に書いていただけるといいのではないかと思います。

事務局 まず、「まちづくりまちおこし大学」については、文京学院大学さんとの協働とか、いろいろな形でやっています。まちづくりに対する市民の盛り上がりやベースをつくりたいということで、テーマについては、災害など、そのときどきのものをさせていただいています。基本的には、協働のまちづくりの中のベースとする人材づくりということになると思います。数字が少ないのではないかというご指摘は確かにそうだと思いますが、そこについては進めていっているという現状です。

「まちづくり人材登録制度」については、先ほども申し上げた通り、市民の方の持っている知識等を市政に反映させていただきたいということで始めました。若干PRが足りない部分もあるかと思いますが、市民の方に積極的に登録してもらえるように、もう少しPRをしながら、制度の充実を図っていきたいと思っています。

それと、今の部分については、「主な目標」と「主な事務事業」が乖離してしまっているところもありますので、協働推進事業の事業概要の中に「まちづくりまちおこし大学」の概要を記述し、その取

り組みについても分かりやすい記述にしたいと思っています。

会長 「まちづくりまちおこし大学」の参加者はこんなに少なかったのですか。

事務局 これは 23 年度実績を載せていますので、累計という意味合いではありません。

会長 よろしいでしょうか。ほかになれば次に移ります。大綱Ⅰの政策 2、「計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち(計画推進)」、26 ページから 33 ページについて、皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

関谷委員 30 ページの「経営感覚」の意味が分かりません。PL やバランスシートが読める人が経営感覚を持っていると私は思うのですが、そういうニュアンスで使っているのでしょうか。

もう 1 点は、表とグラフの「経常収支比率の推移」、資料の 5 を見ていただきたいと思いますが、標準財政規模が平成 22 年度は 198 億円ですが、標準財政規模というのは通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量です。それを鑑みると、標準財政規模がどんどん大きくなっていると思います。「施策の展開」で「施策や事務事業の選択と集中をすすめ」となっていますが、選択というのは縮小や中止ということを意味するのでしょうか。経常収支比率が 89.80% で、資金繰りとしては弾力性を持って余裕があるように一見、見えるようですが、財政規模が大きくなるのに対し、財政収入が減っていく状況で今まで通りの行政のサービスができるのでしょうか。

もう 1 つ、31 ページの「市民の取り組み」に「税金の使い道に関心を持ちましょう」という一文を入れてほしいと思います。市民の取り組みとしては、税金の使い道に関心を持つというのがトップになるのではないのでしょうか。

事務局 1 点目の「経営感覚」の解釈ですが、これは PL やバランスシートなどを具体的に専門的に読めるという意味ではありません。これまでは、財源があるということを前提にして、いかに拡大していこうかというところがあったと思います。そうではなくて、これからは入りをきちんと見た上で、その身の丈に合った行財政をしていこうという意味合いで「経営感覚」という表現をしています。

2 点目ですが、「選択と集中」とありますが、こちらはおっしゃる通り、経常収支は若干、下がってはきています。一方で、標準財政規模は上がっています。例えば、生活保護でお金が必要になる、そ

ういった増加分というのは標準財政規模に入ってきます。つまり、より高齢な社会になって、生活保護がより必要な社会になってくるというのは、ある意味で、標準財政規模がどんどん増えてくるので、当然、行政に掛かるコストは多くなっていきます。そういった中で、選択と集中が必要であろうということですので、当然、選択をするということは重点配分するということで、裏返して言えば、そうではない部分も出てくることは当然あります。

関谷委員
事務局

それは中止にするということですか。

中止にするかどうかは難しいところです。代替措置というのもありますし、個別の施策を複合化して3つを1つにするというやり方もあります。そういったものが工夫や改善なのかなと考えています。

3点目ですが、税金の使い道に関心を持ちましょうというのは、確かに市民の取り組みとして、おっしゃる通りだと思います。これは部会のほうで検討させてください。

会長
関谷委員

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

もう1点いいですか。経常収支比率88.2%というのは良さそうですが、そんなに大した数字ではありません。国の方針としては75%以上あってはならないというふうになっていますから、そういうところも書いたほうがいいと思います。財政の厳しさが分からないと思います。

事務局

おっしゃる通り、財政の厳しさは非常にあります。75%が総務省の公式見解かどうか分かりませんが、全国的に見て、75%というのはほぼ不可能なところだろうということで、実態とすると80%から90%くらいが適当なところで、23年度でも約90%が平均になっています。そういった中で、非常に厳しくて、なおかつ、ふじみ野市については合併をしておりますので、地方交付税が約10億円来ております。その影響で、これはあくまでもざっくりした数字ですが、5%ほどはその分で消化しているので、合併の特例措置が終わる28年度以降、その10億円が段階的に減っていくと、何もしなければ90を大幅に超えてしまう状態なので、それをあくまでも抑えていこうというところの88.2%です。以上です。

久慈委員

詳しいことは分からない部分がたくさんある項目なのですが、スリムにしていくということ、いろいろ中止したり削減したりする努力をしていくということは分かったのですが、根本的に財政を確保するという意味で、市の財政が潤うための何か目標などはあるのでしょうか。

- 事務局 富士見市や隣接する自治体では、企業誘致の部分でそういう展開をしています。当市の場合は住宅都市ということもあって、合併前から土地区画整理事業で都市基盤を整備して、住宅の優遇ということで、多くの方々に来てもらおうという施策をつくったと思います。企業誘致については、大変難しい部分もあるのかなというのが現状です。市内の企業の撤退や、工場を売却して住宅になるということもありますので、市の財政状況からすれば、大変厳しい状況が続くと思います。
- 関谷委員 一番よく見るのは財政力の指数です。0.89になっていますが、朝霞市は平成22年度が1.0です。朝霞市とふじみ野市の市政はどういうところが違って、こういう結果が出るのですか。三芳町は1.0を超えています。
- 事務局 朝霞市と三芳町は、両方とも交付税で言う不交付団体です。朝霞市は大きな企業とか、住宅都市とのバランスが取れており、人口についても13万人近くいらっしゃるの、法人税なり、法人の税収の部分も顕著であるということと、住宅都市としてのある程度の基盤整備ができています。
- 三芳町については、工場系や企業系の倉庫などの部分、一部には工業団地をつくって誘致をしているところもありますので、土地の置かれている状況もあると思います。要は、幹線道路に面している土地を利用した、土地利用をしているということもありますし、都心に近いという利点もあります。当市の場合についても、昔からすれば企業の立地という意味で、ある程度の繁栄があったわけですが、税収を仕掛けていくというところの部分については、少し足りないと思います。
- 久慈委員 その部分に案がないのであれば、「考えていきます」という一文がほしいと思います。
- 事務局 財政状況の部分については、税収についても部会で話し合っ、単なる税収の確保ということではなく、もう1つ上の仕掛け部分での記述を検討したいと思います。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。
- 内村委員 33ページに「三芳町と協定に基づきごみの共同処理を実施します」とあります。直接このことに関係しないかもしれませんが、例えば、ふじみ野市内でPTAや町会、自治会が資源回収を行っています。これを読んでいますと、それは市に協力しないこととなります。それを認めているのかどうなのか。三芳町はそういうPTA活

動や自治会活動で資源回収を行うことを認めているのかどうか。それは市に協力しない、協働ということにはならないのではないかと思います。

事務局 確認させていただきますが、三芳町の取り組みが、そういう集団回収をやっていないということですか。

内村委員 それを禁止しているのかどうか。そこまでいっていないのでしょうか。

事務局 33 ページの「関連計画」の中で、「第2次埼玉県ごみ処理広域処理計画」というのがあって、その枠組みとして、当市の場合は三芳町との枠組みの中で処理するというところの広域行政です。ごみの減量化についての取り組みについては、これはまた違ったところで、各市・町の取り組みの状況かと思えますので、当市の場合、そこまで把握しておりません。ただ、基本的には、町・市ともに人口が増えますから、なるべく1人当たりの焼却ごみは減らしていきたいというのは基本的な考えで、これについては、三芳町と同じ考えであると認識しております。

内村委員 市民の役割というところで、間接的に市政への参加、協働という場合に、まずイメージできるのが、資源回収に積極的に参加して、PTA活動を活発化しようとか、自治会活動に資するような手伝いをしようということになってしまいますが、それは参加と協働活動の一環と言えるのかどうか、私は非常に疑問です。前日も発言しましたが、いったんごみ処理場に置かれたものは市のものです。これは非常に重要な点ですから、市民が具体的に参加する、協働する最初の1歩として、資源回収というものをどういうふうに捉えたいかということは、少し考えなければいけないのではないかと思います。抽象的な市民の取り組みということを書くのではなく、もう少し具体的なことを書いたほうが良いとは思いますが、どうでしょうか。

事務局 協働のところの施策の関連からすると、1については、協働のまちづくりという大きなテーマの中で、ソフト事業や手法になります。今おっしゃっている部分については、実質的には環境の部門での自主回収や集団回収の事業への補助を実施しておりますので、現実、施策としては実施していると思っています。ここについては、個々の協働の形として記述するのはなかなか体系上難しいのではないかと思いますので、申し訳ないのですが、抽象的な概念であったり、考え方であったりすると思います。それについては、もう1つ、

自治基本条例との関係もありますので、個々の事業をここに並べていくとなると、体系上なかなか難しいものがありますので、この1以外の2からについては、基本的に1の考え方をベースに事業を展開していると考えていただければありがたいと思います。

内村委員

例えば、回収のトラックの横に「市に協力している」と、何か書いてあります。そういうふうにはアピールして行って、市民も自主回収してPTA活動にということではなくて、市に協力することが間接的にPTA活動を盛り上げることになるのだという説明が、どこかにあってもいいのではないかと思います。それはもう結構です。

会長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。特にないようでしたら、次に大綱Iの政策3「組織風土改革が進んでいる市役所(総務)」、34ページから37ページにかけて、皆さんからご意見や質問等がありましたらお願いします。

関谷委員

34ページの市役所の組織風土改革として、まず「風土」ということを具体的に説明していただきたいのと、36ページに「人事の新陳代謝を図り」と書いてありますが、退職させるという意味もあるのでしょうか。

37ページに「職員の健康管理を充実します」とあります。私は眼科医です。特定健診には眼底検査、視力検査、眼圧検査は入っていませんが、職員の健康管理としては、眼底検査や視力検査、眼圧検査は入っています。健康管理の充実は、確かに職員の方にとっては大事なことです。住民との健康管理の差がすごく出てしまうのが気になります。

それからもう1つ、職員数の基準値で、目標値が平成29年に701人で、「職員定数の適正化」と書いてありますが、「職員の適正化」とは一体どんなもので、どんなことを言っているのですか。

事務局

1点目の、市役所の組織風土改革ということで、基本的には、まず職員一人一人の意識改革が必要ということで記述しています。また、人事評価制度によって、適正な人事の評価をする中で、適材適所の人事の組織に対する張り付けをさせていただきたいということで、大まかに概念的ではありますが「新陳代謝」と記述しました。

職員の健康管理の個々の検査項目についてのご指摘は、確かにあると思います。心神喪失等による休職者が増えていることもありますので、そういうものを含めた健康管理の充実をさせていただきたいということです。

それから、職員定数については、どれが適正かという部分で、そ

それぞれの仕事に対するボリュームがあります。これについては、県から一定程度の職員の定数提示というものがありますが、当市の場合には合併したということもありますので、合併時から100人を減らすということもあって、適正化計画の中で実施しております。

ただ、29年度については、実は国、県からの権限委譲ということもあります。また、福祉や保健センター等の事業量が上がってきているので、専門職等も含めて、その適正配置については近隣自治体や同じ10万規模の職員の定数と対比しながら、当市の適正な定数について計画を見なおしながらやっていきたい。

人事については、人事評価制度を確立することによって、適正配置の部分ということもありますので、全体的な配置計画により人事の配置をさせていただきたいということですので、適材適所、それから人事評価に基づく職員の能力を引き出した配置転換も含めてやっていきたいと思います。

会長 29年度には国や県から権限委譲があつて、仕事量が増えるということですか。

事務局 実は、地方自治体の分権一括法において、24年度から国や県が持っていた許認可等が委譲されます。法律に決められた計画の中で、24年度、25年度と上がってきます。実質的には当市が職員定数を予期していないというのもあり、これについては特に専門的な知識が必要になると思いますので、そういう大きな権限委譲に伴う職員の仕事の増大というのが24年度から起こります。

会長 もしそうであれば、ここに一文あると分かりやすい。

事務局 分かりました。それについては、そういう背景も含めて記述させていただきたいと思います。

鈴木委員 生活保護が大変増えているということで、ふじみ野市はケースワーカーの人数が、生活保護受給者に対して大変少ないと、1週間ほど前の新聞に載っていました。ケースワーカーの負担が少し大きいのではないかと思っていますが、その点はどのように思っているのですか。

事務局 当市の場合は、生活保護の件数が県下でも4番か5番目ということで、確かにケースワーカー1人当たりの件数は多いです。ここ2～3年については、ケースワーカーをある程度増員しました。ただ、それについても全体の職員定数の関係がありますので、工夫しながらさせていただいたという現状があります。これについては、ケースワーカーの質の向上も含めて、他の臨時職員であったり、相談員

に任せるといふ工夫をしながら、今、対応しているところでは。市の職員人事としても大きな課題になっているというのが現状です。

関谷委員

今、生活保護の話が出たのですが、資料の17ページに「生活保護の推移」があって、21年度の支出が7億円で、22年度が8億4,000万円と大きく増えています。医療扶助費も9億1,000万円です。ちなみに、ふじみ野市の生活保護の行政が甘いということを知っています。

それから、医療扶助のことですが、眼科でも生活福祉負担額ということで、眼鏡を作って、市のほうに請求をします。例えば、遠近両用の眼鏡一式作成で3万5,200円ですが、眼鏡の安売りに行けば、そんな金額は必要ない。もっと高い眼鏡では、一式作成して4万8,000円請求できます。一般の人は4万8,000円の眼鏡は作りません。生活福祉負担額という表がありますが、それを減らしていけば、医療扶助も少なくなっていくという感じがしますが、その辺を検討したほうがいいのではないのでしょうか。病院にかかる件数が多いのも問題ではないかと思えます。多分、8億4,000万円というのは、一般の市民は知らないですね。

事務局

生活保護を担当しております福祉課の高山でございます。当市の保護基準が甘いのではないかとということですが、こちらについては当市の地理的な、あるいはまちとしての成り立ちなど、いろいろな要件があると思えます。当初、30年代に団地が開発された関係があって、上福岡駅を中心にまちが発展してきたということで、当時開発された住宅が老朽化して、アパートもそのままの状態、沿線では低家賃のアパートが多いということもありますし、都心へのアクセスがいいということも関係して、市のほうの高齢化も県内平均でもかなり高いということもあります。

基準については、当然、国の制度の基準ですので、そういった形で申請を受けているという状況で、当市だけが甘いということはないと思えます。国としても申請自体については、極力、申請者の意思を確認の上、意思があれば受けるようにということで指導を受けていますので、その基準に従ってやっています。

医療扶助は、生活保護費全体の中でも非常に突出しており、4割近くは医療扶助で占めているような状況です。国から示されている基準に従って支出しています。確かに眼鏡を例にとって、ご意見をいただきましたが、一般の市場価格から比べて高いという印象は受けますが、それについても各医療機関の先生のほうで、意見をいた

だいて、それが適正だという裏付けで、その眼鏡等の購入についても決定しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、受診も非常に多いということも、確かに言えることかなと思いますが、全ての被保護世帯の受診状況を分析しているデータが現在はありませんので、その辺も今後やっていって、多重受診、繰り返し受診等についても指導していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

事務局 こういう現状を知らないのではないかということでしたが、これについては、今年度の公開事業評価の中で生活保護の扶助費の支給を採り上げさせてさせていただいて、議論や説明をさせていただきます。

会長 今、関谷委員から眼鏡の代金の例を挙げて、ご意見をいただきましたけれども、それについて妥当な金額として定めているという回答でしたが、見直しはされないのですか。

事務局 これも繰り返しになりますが、扶助費につきましては、細かく区分されておりまして、上限額等が決められておりますので、その範囲であれば、眼科医の先生のご意見を頂いた上で、それが必要ということで裏付けが取れば、範囲内であればその金額で支給しているというのが実態です。

小熊委員 今質問されたのは、見直しはされないのですかということですが。

事務局 国の基準であり、市の法定受託事業ですので、市が単独で基準をつくることはできません。

郷委員 4万いくらというのは、国の基準なのですか。

事務局 そうです。

粕谷委員 安い眼鏡屋で5,000円で買った場合には、その人には5,000円が支給されるのですか。

事務局 先生に処方箋を作っていただきますので、それに沿った形で購入していただきます。通常的眼鏡屋さんで購入して、それで買いましたからその金額をというシステムにはなっておりません。あくまでも眼科医の先生の処方箋を頂いた上で、その方に適正な眼鏡等の仕様をつくっていただいて、それで購入していただくということです。

関谷委員 患者さんは幾らという上限をかなり知っているのです、枠を高くしてレンズを作ってきます。生活保護の人全部ではないと思いますが、例えば、壊れた眼鏡を1つ持っていて、壊れたので作りますということが1年ごとにある。眼鏡は大体2年に1回レンズを変えればいいので、それを考えると多いのかなというのが、私自身の意見です

し、4万8,000円の眼鏡を作るということは、一般的な価値観とかけ離れています。昨日職員と話したのですが、大体2万円から3万円で眼鏡はできるので、できれば、その範囲で上から決めてもらったほうが良いと思います。タクシー代もそうだし、いろいろな問題があります。現実には医療関係者しか知らない矛盾があります。

事務局
会長

進行上の話として、今のお話は福祉の際にお願いします。

では、福祉のほうにもあるということで、先に進めさせていただきます。それでは、次に大綱Ⅰの政策4、「市民の利便性を高めるまち（市民生活）」、38ページから45ページでご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

関谷委員

40ページですが、一番下の「民間の経営手法を効果的に活用し」というのはどんなことなのか、よく分かりません。例えば、日曜日や夜遅くまでやってくださいというサービスがあってもいいのか、決して、民間の経営手法を効果的にしているわけではないと思いますが、経営手法というのは一体何ですか。

事務局

ここにつきましては、行革の中で「民間経営の手法を講じて」という項目がありますが、窓口業務の部分について、民間手法とは何かという話になったときには、若干そぐわない部分があるのかなと思います。ただ、その記述の上にあります「コンビニエンスストア」とか、民間の店舗等を活用しながら行政サービスを提供していくということは、既に実施しているところもあります。

それともう1つ、今、自治体では指定管理や民間への業務委託ということで、国民健康保険についても窓口の業務委託をさせていただいています。サービス向上の部分ということもありますので、その一部について指定管理や民間の窓口への委託を進めることによって、従来の行政サービスを改善していきたい。

それともう1点、日曜開庁については、この10月から駅前出張所については実施します。市民の生活、ライフスタイルが変わっているところがありますので、それについての対応を行っています。

久慈委員

「ICT」について、どこかに説明が必要ではないかと思います。もしくは、ICTの後に、何の略なのか記載する必要があると思います。

事務局

メール配信のときにも説明があったと思いますが、基本的にはパソコンでの申請等、市としても情報系のものについてのサービスの提供を実施させていただいて、電子的な媒体をもって、いろんなサービスを提供していきたいということです。これについては、注釈

や具体的な例について記述させていただきます。

内村委員

2点あります。38 ページ、40 ページ、41 ページに「窓口サービス」とか「窓口環境の改善」という言葉があります。実際に見聞きしたことです。市民が市役所に来て怒鳴っている光景を何度か経験しました。あれをやられると、若い方々はノイローゼや、鬱(うつ)になって休職に追い込まれるというケースもあると思います。実際、私はそういう話をたくさん聞いています。そこで、苦情処理を市民からの提言だというように受け止めて、一括してどこかで、しっかりそういう市民の怒りを受け止めるようなシステムを考えられてはどうかと思います。

もう1点は、「民間委託」という言葉が出てきましたが、ふじみ野市の緑の保全、環境についてのアンケート調査が、市長の名前で送られてきました。それは完全に民間丸投げです。アンケートの取り方も、実に稚拙な表現になっているし、恐らく、そういうところでデータもつくっているのでしょう。私は、果たして、ふじみ野市長が直々に送ってきたのかと疑いました。ですから回答しませんでした。このような民間委託が大変なお金を費やして、丸投げで行われているのではないかと思います。その辺はいかがですか。

私が言いたいのは、市民の参加と協働ということであるならば、市民の皆さんの手を借りて、有償ボランティアとして、1つのグループをつくって、環境問題についてこういうアンケートを取ったらどうかと、そして、そのデータを取るのも、いろんなプロの市民がいらっしゃるので、そういう人たちに参加していただいて、データをあげるというようなことをやっていかないと、自立したまちづくりなんていうのはできないと思います。いかがでしょうか。

事務局

まず、アンケート調査の話ですが、基本的には市の職員が関与した中で、アンケート用紙の作成については、しっかりやっていると考えております。ただ、無作為抽出の中のアンケートというやり方は1つにあるかと思います。

それと、計画をつくる中で、関係団体へのヒアリングというやり方や、市民意向の調査もありますので、そういう意味では、今の緑のお話でしたら、現に緑に対してボランティア活動をしている団体へのヒアリングという形で並行的な市民の考え方についてのヒアリングをさせていただいて、緑に関する考え方の部分での調査をさせていただけると思っています。

アンケートのやり方として、今のやり方が可能かどうかというこ

とについては、個々について、今の段階では私のほうからお答えできませんけれども、回収率を上げるという意味では、単なる郵送ではなくて、職員なりボランティアの方が回収のところに関与していただけることについては、やり方としては必要であると思います。

市民の苦情ということについては、窓口の中において、その特殊事情がありますので、それについてのご理解をいただくためには、単なる苦情という側面を持って、1つの担当のところが組織的にやるというのは、なかなか難しいものがあるのかなと思います。側面的なやり方として、市民からの市政への提案というツールを公聴事業で持っておりますので、それに対するお答えについては、全庁的な取り組みの中で回答させていただくという対応をさせていただきますけれども、やはり、窓口での苦情については、その窓口の中の専門性もありますし、苦情だけを取り出してというのは、なかなか難しいものがあると思います。

内村委員
事務局

それでどうなのですか。民間委託ではないのですか。

丸投げではなく、業務委託の範ちゅうの中で、市は施策に対しての、例えばアンケート用紙については、しっかり関与してやっているということです。

会長
粕谷委員

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

意見ですが、市民が利用しやすい窓口サービスということで、主管が市民課ということですが、市民課の窓口だけではなく、福祉とかいろいろな窓口があると思います。そういう窓口業務全て、トータル的な窓口サービスの向上をお願いしたいと思います。

会長

時間も押していますので、次に移ります。大綱Ⅱ、「健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり」の政策5、47ページから53ページですけれども、「人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち（地域福祉、子育て支援、障がい福祉）」の部分でご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

柳川委員

施策11の子育て支援、50ページの「現状と課題」で、児童虐待防止に関連させて、「トータルなサポート体制が必要」という記述があります。大変賛成です。社協では子育て支援のボランティア組織、それから民間のNPO組織ができてきています。そういう社会資源をトータルにコーディネートできる機関が必要になってきています。総合福祉窓口として、民間の力やボランティアの力、社協の力、全体を合わせていくようなトータル支援ができる窓口、相談機関というものが全体に強く求められています。福祉計画のほうでも少し

問題になっておりますが、触れていただければと考えております。

当然、次の「発達遅滞児支援」のほうでも、どういう支援を組み立てていくかということは問題になってきますので、民間の力も借りた、ボランティアさんの力も借りた支援計画が立てられるような相談窓口の設置をきちんと入れていただきたいなと思います。

もう1つは質問ですが、52ページの「施策の目標」にある「こころのバリアフリー」とはどのような意味ですか。

事務局

まず1点目のトータルサポート体制、これは質問ということではなかったと思いますが、児童虐待防止だけではないだろうということでしたが、これは施策ごとに記述したものですから、50ページについては、子育てを中心とした施策ですので、こういう表現にしております。社会福祉協議会やNPO、各団体との連携を取るための総合福祉窓口の考え方につきましては、施策10の地域福祉の中に、市のほうで地域福祉計画を策定中ですので、その中で総合的な窓口についての施策に取り組むという形にしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

「こころのバリアフリー」については、障がい者の方に対しての気持ちというか、それぞれの内面でのバリアフリーを推進していきたいということですので、障がいの有無に関わらず、共存していくということと考えておりますので、そういった意味を「こころのバリアフリー」ということで表記したものだと考えております。この辺につきましては、もしご指摘があれば、また専門部会に持ち帰って検討したいと考えております。

粕谷委員

施策11ですが、子育て支援ということで、かなり広範囲な施策のボリュームで、全体像がよく分からないところもあります。施策をもう少し分割したほうがいいのかという気もします。その辺はいかがでしょうか。

事務局

主管課の子育て支援課というのは大変ボリュームのある施策を展開しておりますので、まず主管課で区切ってみるということをやりました。ただ、今のご指摘のように、確かに施策のボリュームとして大きいです。他のところも少しあるので、それについては、逆にこのボリュームでは施策の展開が分かりにくいということもあり、分割なり、今の施策のボリュームを精査しながら、例えば、子育ての保育のものであったり、就学前であったり、就学後であったりという、そういう基準のもので分割も検討部会で考えさせていただきたいと思います。

- 会長 ほかにありませんか。私のほうからよろしいでしょうか。「発達遅滞児支援事業」となっていますが、「発達遅滞児」というのはあまり行政では使われない言葉かなと思いますが、これはどういう子どもを対象にしているのでしょうか。精神発達遅滞というと、精神遅滞というのは診断名ではあるのですが、最近、行政では知的障害と言います。それから知的障害のない人たちで、発達障害という人たちもいます。その両方を表しているのか、どういう方が対象になっているのか、これでは分かりません。それから、「遅滞」という言葉自体、あまり使わないほうが良いという傾向にあります。
- 事務局 児童発達支援センターをつくりなさいというのが厚労省から来ていると思いますが、これはこの計画には載っていないのでしょうか。
- 事務局 言葉の記述やその内容については、今、担当の部署の者がおりませんので、子育ての新たな取り組みの分については、確認させていただいて、事業としてはどこに入っているのかを確認させていただきます。
- 会長 私が言ったのは、「児童発達支援センター」です。
- 事務局 それについても確認させていただきます。
- 会長 ほかにありませんか。それでは次に大綱Ⅱの政策6、「誰もが健康でいきいきと暮らすまち（保健・医療・高齢者福祉、社会保障）」、54 ページから 61 ページについてご意見ご質問等がありましたらお願いします。
- 西村（幸）委員 54 ページですが、「現状と課題」の中で、中段から高齢者福祉とか国民健康保険の記述がありますが、その中に具体的に介護保険とか高齢者医療に関する記述がないようです。この辺はそういうことでよろしいのでしょうか。
- 事務局 これは全体的な話とも関連しますが、政策と施策のつながりの部分については大変大きな事業ですので、それについては記入させていただいて、施策の均等についても一度精査させていただきます。
- 内村委員 54 ページ、表現ですが、例えば3行目「マンパワーの向上と活用を図り」というのが分かりづらいです。それから、2行目の「取組みなど」、5行目の「支援など」、8行目の「施設など」と、「など」が頻出するので表現を改めてもらえないものかと思います。
- 事務局 マンパワーの記述につきましては、もう一度検討部会の中でしっかりした具体的な表現が適切かどうかを検討します。「など」につきましては、例示的な列挙の中で使う言葉で、なるべく「など」については控えさせていただくということで、文言の部分については統

- 一性のある記述をさせていただきたいと思います。
- 内村委員 「など」は56ページにもたくさん出てきます。お願いします。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。
- 茂垣委員 56ページですが、施策13で、「生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります」ということですが、57ページの「主な事務事業」の中で、地域医療制度とか緊急医療に対する事業が挙がっていません。これはどういう考えなのか。
- 事務局 大きな施策の中の1つを構成する、地域医療体制の充実につきましては、主な事業の中をもう一度精査して入れさせていただきたいと思います。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。
- 西村（正）委員 58ページの施策14ですが、これは事前に意見を述べさせていただいたところですが、高齢者サービスのところで、財政も厳しいところからすれば、サービスだけを充実していくというのは困難ですから、効率的にやるためには、それを受ける高齢者自身が、いわゆる自助努力をしていくことが必要になると思います。自助努力していくというのは、回答をいただいているのですが、やはりこの文面の中に福祉サービスを受ける側も自助努力をしていく必要があるというところを入れていただいたほうが分かるのではないかと提案です。
- 会長 自助努力というのは、具体的にはどのようなことですか。
- 西村（正）委員 そういう内容を取り組むことに対して、高齢者も提案されたことに対して、自ら積極的に取り組んで受け入れていく。生涯学習とも重なるとは思いますが、そのような趣旨です。
- 事務局 今回の部分で、施策展開の中の記述にするか、例えば「市民の取り組み」のところの記述にうまく表現できればというふうに、それについては検討させていただきます。
- 関谷委員 58ページに「生きがいを持って生活することが重要です」と書いてありますが、私はこれで納得するのですが、高齢者になると、自分の生き方のスケジュール表をつくると思います。「生きがい」というのは若い人たちが言う言葉であると思っているので、生き方をサポートしてくれるような事業を立ち上げてほしいというような一文も入れてほしいと思います。
- 事務局 今回の部分については、生涯学習との兼ね合いがあると思います。確かに、自分の生きがいを見つける部分のそれぞれの考え方の啓発や講座みたいなものが大切な部分であると思いますので、それにつ

いては生涯学習を含めて、こちらに記述するのか、生涯学習の部分に記述するか、それについては検討させていただきます。

内村委員 56 ページの4行目、「そこで、健康寿命の延伸を図るべく」とありますが、こういう表現はどうかでしょうか。別の表現にするか、あるいは必要ないのではないかと思います。

事務局 ご指摘の通り、「延伸」という言葉と「寿命」については、別の記述を検討します。

内村委員 もう1つ、「老人」という言葉は、あまり響きがよくない。やはり「高齢者」としていただきたい。「老人新聞」などと「老人」という言葉は定着しているように思いますが、あまり気持ちのいいものではありません。表現は非常に重要です。「子ども」とか「障がい者」という気遣いはありますので、「老人」も気遣ってほしいと思います。「老人福祉センター」という表現はやめてもらえないでしょうか。

西村（幸）委員 「老人」という言葉は、昔からの流れからすると、尊いという意味もあります。使わないと死語になりますから、その辺は全体的に見てしてもらったほうがいいと思います。

事務局 基本的な考え方として、「高齢者」という形を市では考えています。ただ、これは各種計画、国からの計画も含めて、法律上「老人」という言葉を使って、その施設についての記述があるものについては、そういう使い分けをさせていただいています。

「老人クラブ」や「老人センター」という部分については、法律上の位置付けとして「老人」を使っているのも、市としての考え方として、法律上のものについては「老人」を使わせてもらっています。それと、「障がい」についても基本的には「がい」はひらがなですが、法律上、「障害者」と使われるものについては、漢字で記述させていただきます。意図として、今おっしゃっている部分については、市としては十分配慮させていただきますが、法律による使い分けをしているということをご理解いただきたいと思います。

内村委員 使い分けがあるということは初めて知りました。結構です。

関谷委員 32 ページですが、東入間医師会の理事をやっているのですが、質問なのですが、今後の課題ということで、「地域医療体制の充実に関する以下の課題がある」と書かれています。その中に「また、補助金の単価を引き下げることについて、東入間医師会と協議することも必要と思われる」と書いてあります。これについて理由が一切書いてありません。

事務局 これについては、市役所サイドの一方的な検証という部分があり、

資料を提示するには、検証シートがそのレベルになっていないということについては、大変申し訳ない。それについても具体的な話はここでは確認できませんが、そういう記述についての配慮を欠いたということで、申し訳ありません。

関谷委員

それと 31 ページですが、2 日ほど前の日経新聞で、子宮頸がんの予防ワクチン接種の県の補助が 24 年度で終わるけれども、継続するようなニュアンスで載っていました。そうすると、31 ページの「24 年度で終わる」というのは、どうなのかなと思います。

事務局

23 年度中に検証資料を作ってしまったということで、情報については、23 年度の末時点の検証シートということで、それについての情報はないということです。これについてはそのようにご理解いただきたいと思います。

会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に移りたいと思います。大綱Ⅲ「夢のある心豊かな学びのまちづくり（教育、文化、スポーツの分野）」の政策 7、「次代を担う子どもたちが健やかに育つまち（学校教育）」、63 ページから 67 ページについて、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

茂垣委員

すみませんが、60 ページで質問があったのですが、「現状と課題」の中で、「長引く経済不況や……低所得者や生活困窮者の支援を行うため、市の施策や国の制度を適切に運営していく必要があります」というのは、少し分かりにくいので、生活保護のことだと思うのですが、具体的に入れたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局

これについては、分かりやすい形での記述にさせていただきます。

内村委員

62 ページ、政策 8 「ともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち（生涯学習）」のところですが、私は放課後子ども教室に関わっていて、その使命は何かということをいつも考えます。やはり、指導者はおじさん、おばさんではなく、保育士でもなく、市民先生であろうと思います。子どもに何を植え付けるかという、正規の学校教育がやっているものではなく、市民意識や市民性というか、子どもたちに他人を思いやる気持ちを育てるとか、協力して何かを成し遂げる、そういう力をつけてやるとか、そういう市民性を身につけさせる場ではないだろうか、私は思っています。

「こころ豊かな人」というと、個人になります。いろいろ市の考え方が示されていますが、私は「市民を育むまち」と変えてはどうかと提言したいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

大綱Ⅲを担当している西郷と申します。この部分は生涯学習の部

分です。生涯学習というのは、教育と違いまして、本人一人一人が学んでいくという、そういうところから、市民ということではなくて、一人一人の人という意味です。もちろん、委員が言われた生涯学習をやっていくには、市民皆さんのご協力が必要だと思います。ただ、ここでは生涯学習ということで1つのくくりとしていますので、一人一人が学習していく項目ということで、「人」というふうにしました。

内村委員　よく分かりません。この間、放課後子ども教室コーディネーター研修会というところに出ましたが、そこでもやはり市民という言葉、市民性という言葉が出てきたような気がします。子どもにも市民性を植え付けるということは県の方針ではなかったですか。

事務局　それについての回答はここではできないので、ご指摘のことについては検討部会の中で検討させていただきます。

久慈委員　64ページに「特色ある学校づくりを進めます」という項目がありますが、ここに書かれていることでは、特色があるとは思えません。公立の学校を良くするために、特色あるというところにもう少し何か必要ではないかと思います。例えば他の地域と比べて少人数学級とか、福岡高校の閉鎖後に中高一貫の公立高校をつくるとか、そういう魅力的な特色ある項目がほしいと個人的には思います。

事務局　市としての取り組みにどういうものがあるのかというと、個々の学校の取り組みという部分では、大変難しい部分があるかと思います。ただ、その中で学校応援団であったり、地域に結び付いて、特色ある授業展開をしていきたいということがあります。学校の部分での特色ある取り組みということについては、ご意見を承って、今後の参考にさせていただきます。

福岡高校のご提案につきましては、現実としてはつくれません。県の部分ですし、県の姿勢としては学校を新たにつくるということには考えていないと思います。ただ、福岡高校の持っている施設については、市としては活用していきたいということもありますので、それについては今後の参考にさせていただきたいと思います。

小熊委員　今の質問に対してですが、確かに書かれている文面で見ると、本当に新しいことが何もないような感じで、特色あるというのは何なのかと考えてしまいます。個々の小さい取り組みの中では、教育委員会は今すごく頑張っていまして、学校を改修するときに本当は全部を木質にしたいという希望もある中で、予算がないので、一部その廊下の下の部分だけは木質に変えたり、そういう施設的な改造と

か、ソフト面でも各学校が頑張っているいろいろな取り組みをしています。それがここでは見えないので、もう少し文章の書き方を変えていけるといいのではないかと思います。

内村委員

64ページの「通学区の見直し」について、苗間の奥のほうですが、東原小学校のほうに通学してもよろしい、場合によっては富士見市の学校に通学してもよろしいということのようです。実際どうなのかということが1点。

それから、東台小学校、最も新しくできた小学校ですが、その放課後子ども教室に行っていますが、3年前の登録児童数が140名でした。それが毎年、3クラスとか2クラス出て行って、入ってくる新1年生が30人とか、1クラス分です。百何十名出ていくということが1年、2年と続きまして、今年は新1年生も1クラス、2年生も1クラスです。その中の半数程度が放課後子ども教室に入ってくるわけですので、1年生、2年生で30名です。非常にやりやすい人数ではありますが、そのように大きく変わってきています。

「通学区の見直しなどにより学校規模の適正化を図り」とありますが、全く不適正であると思います。これは実際に図っているのかどうか。年度ごとにきちんとやらないといけないことでしょうか、いかがでしょうか。

事務局

東台小学校については、東原小学校の分割という形での学区編成をさせていただいております。ここでいう学区の見直しについては、基本的には全市的な学区の見直しをしない限りは、今のご指摘の部分の東台小学校の分、場合によっては、こちらですとさぎの森小学校についてのクラス編成という部分もあります。大変大きな事業であると認識しておりますので、学校改修と併せて、通学区の見直しというのは、喫緊の課題ということで、教育委員会のほうでそれについての取り組みは基本的にはしていきたいと予定しています。これについては検討しているという状況です。

内村委員

長い時間掛かるから検討しているということですが、例えば、ふじみ野市の子どもたちが、隣の富士見市の小学校に通っているという事実はありますか。ありますね。そうすると、例えば三芳町と協議して、その付近の子どもたちが東台小学校に来てもいいという、そういう協議があってもいいですね。そういうことはやっていますか。

事務局

三芳町とは具体的な部分で一部、川越市とは教育事務委託ということで、川越市の生徒が三角小学校に行き、富士見市の勝瀬小学校

に当市の小学生が行くというケースもあります。ただ、これについては、小学校単位の部分と中学校との学区の関係もいろいろとありますので、場合によっては同じ小学校の中でも2つに分かれて中学校に行くという所が一部あります。ただ、同じ小学校はなるべく同じ中学校という考え方がありますから、こういうところの通学区の見直しというのは、やはり課題の解決や議論をしていかなければならないということもあります。なるべく通学区も考慮した中で、相互に協力し合っているというのが現状です。

小熊委員 通学区の問題はものすごく大変なことで、まず親の理解を得るのが大変です。通学路の交通安全の問題もありますので、本当にすぐに変えるというわけにはいかなくて、これは長い課題になるのではないかと思います。ただ、人数の少ない学校とあふれそうになっている学校とがありますので、緊急に見直していかなければならない課題だとは思っておりますが、本当に難しいところです。

鈴木委員 要望ですが、通学区の見直しなどということで、今見えている地域の1,000世帯と、マンションができるということで、第2庁舎の所から、上野台小学校に抜ける通学路に信号が1つありません。そこで事故が3件起きています。至急、信号機を設けてほしいという要望が保護者から挙がっていますが、検討していただけますか。

事務局 それについては、警察との部分がありますので、市としては要望しています。市ができるものとして、注意看板等の強化はさせていただきます。

鈴木委員 工事が始まる時には大型トラックが結構出入りして怖いと思いますので、よろしくをお願いします。

茂垣委員 66ページの学校教育の関連ですが、前期基本計画では特別支援学級の記述があったのですが、今回その記述が見受けられません。これはどういうわけでしょうか。

事務局 これについては、大変申し訳ありませんが、前期との整合性を取りながら、特別支援学級につきましては、基本的に市としても学校教育の中での位置付けもさせていただいておりますので、追加いたします。

西村（幸）委員 64ページの「施策の展開」の2番目ですが、「小中連携を推進し、9年間を見通した地域と連携した教育活動を推進します」といのは、感じとしては分かるようですが、どんなことを計画しているのか、いつ頃というめどがあるのか、ご説明いただければと思います。

事務局 現実に教育委員会ですら今実施しているのは、小学校から中学校に上

がるときの問題として、中学校1年生問題とかいろいろと出てきているところもありますので、それについては、教育機関の中で、小学校と中学校の教員が連携を取りながら対応をさせていただく。地域に限定した通常の教育活動については、中学校単位には育成会という組織がありますので、地域的な小学校から中学校への地域との連携を取った教育や学校づくりというものについて、組織的にはありますので、それをもっと充実した形で展開していくと考えております。主な事業と主要目的の部分について、その部分の事業展開と事務事業のかかわり方が不明確になっていますので、全体的な見直しをさせていただきたいと思っております。

会長

ほかにありませんか。では、先ほどもこちらのほうに話移っておりましたが、政策8の「ともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち（生涯学習）」についてご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

西村（正）委員

73ページの施策19、この中の主な事務事業の中の2つ目に「公民館管理運営事業」とあります。表現はこうなのですが、現状の維持管理のところの主眼を置かれています、やや運営が効率的ではないところを見受けます。例えば、申し込みをするときに、いちいち行かなければいけない。ITを利用して、空き状況は見られるけれども、申し込みは現場に行く必要がある。これは単なる一例ですが、そういう意味では適正運営するとともに、効率的に運営するという面も一文入れていただきたい。

もう1点、次のページの施策の20、「歴史文化の継承と豊かな感性を育む……」ということで、趣旨は非常にいいと思っております、この中で、資料館とかいくつもあります。私の近くでは、「上福岡歴史民俗資料館」がありますが、利用者が少ないように感じます。選択と集中という大方針から見れば、こういうところの見直しも必要です。文化自身を育てみんなに公開していくのは必要だと思うのですが、統合するとか、図書館に集中する等の見直しもないと、このまま現状あるものを継続してやるのはいかなものかなと思うので、計画の中で網羅すればという提案です。

事務局

1点目の公民館の管理につきましては、実はご承知の通り運動施設については既に予約システムが運用されていて、本当は公民館についても同時にやりたいということもあったのですが、減免規定や館の間のシステムの違いなどがありましたので、これについては今、予約システムに乗るような形で準備を進めさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。それについて

の記述も含めて、もう一度見直しをさせていただきたいと思います。それと、2点目の資料館の記述については、実は公共施設の適正配置計画というのが22年9月につくられました。それについて、ご指摘の部分について、資料館の統合等の方針が出ておりますので、後期については、検討していきたいと思います。

茂垣委員

74ページの芸術文化活動についてですが、事前の質問にも書いてありますが、文化活動は主な事業内容にも市民文化祭とか、やっていることは分かりますが、今の運営が、ある団体が中心となって動いているので、個人で出すときには、その団体に入らないといけません。面倒な状態があるので、もっと市民参加、住民が参加しやすいような運営にしてもらいたい。他の市でもやっている市展みたいなことに発展的にできないかということをお願いしたい。回答には書いてありますが、広報では周知してあるということで皆さん分かっているのですが、運営について同じような運営であれば出しにくいということなので、その辺の改善ができないかということをお聞きしたいです。

事務局

ご指摘の部分で、確かに今、茂垣委員がおっしゃった部分については、市民の文化祭の実行委員会の在り方も併せて、ぜひやっていきたいと思っております。

会長

ほかにいかがでしょうか。

小熊委員

今の市民文化祭のことですが、私は現在関わっていないので、詳しいことは分かりませんが、市民文化祭というのは市民がつくり上げて、例えばその準備から後片付けまで全て市民の人たちがやっていると思っておりますが、個人で出す場合にそこのところはどうなっているのですか。

茂垣委員

例えば絵を個人で出しますね。そうすると個人では出せなくて、どこかのグループに入らないと。グループの一員になったという形では出せないといけません。

小熊委員

去年、個人で出している方もいらっしゃるように思いますが。私が見たのは大井のほうですが。詳しく調べてみます。

茂垣委員

より出しやすいような形にしないと、積極的な住民参加にはならない。

事務局

公民館が文化祭を行うときに、実行委員会をお願いして文化祭を開きます。その文化祭を開くときに、実行委員会というのは各団体の方々の構成でやるわけですが、ここにも書いてありますように、その団体の方だけが文化祭に参加するのではなくて個人の方々から

もいろんな作品を募っています。多分、各委員会のほうで募るときに、直接公民館のほうに提出されたのではなくて、各団体に提出されて、その団体が全てをまとめて展示したのではないかなと思います。ですから、個人の方々の展示については、個人の方々の展示として、団体と併せてやったと思います。

茂垣委員

団体を通じて出品すると、一時的にその団体の構成員になった形になります。

事務局

それは確認します。

小熊委員

多分、作品を提出するだけではなくて、準備から後片付けまで全て関わるというところの意味合いではないでしょうか。そういうことを全て市民の方たちがやるということが、その文化祭の1つの形なので、作品を出しただけで、あとはお願いというのは少し違うのかなという感じがします。

茂垣委員

ただ、団体の中に個人でぼつんと入るのは大変です。それが長続きできるような形の運営にできないかという意味です。

内村委員

質問書に書かせていただきましたが、放課後子ども教室と厚労省管轄の放課後児童クラブというのは、一方は保育室、一方は教育機関であるという位置付けですが、やっていることは保育的な要素、それから教育的な要素というのは双方、担っています。ですから、時間のずれとか、おやつの有無とか、あるいは費用負担の有無とかいう違いはあるかもしれませんが、どこかで共通項があるわけですから、将来的に1つにするという方向で、施策の展開のどこかに、検討事項として書いていただくわけにはいかないでしょうか。

国は実情を知らずに幼保一体化ということを打ち上げて頓挫しているという状況ですので、県も市も戸惑っているということは分かります。しかし、小学校低学年、1年生から3年生くらいまでの教育と保育は非常に重要であると認識しています。ですから、ふじみ野市としてどういうふうに挑戦的に取り組むかというところを見せたいと思います。

8月に、何校か開設されている子ども教室の情報交換会を行いまして、そのときに感じたのですが、保育士と同じことをやっています。教育的なことは何をやっているのかと、そういう話に持っていくとしたら、それは強制的なことではないかという反撃を受けました。非常なショックで、子どもの教育に枠をはめるということは、特に低学年児童に対しては、その中から自由な意思活動ができてくるだろうと私は思っています。ですから強制ということに対して、

腰が引けている状態で教育ができるのかという思いが私にはあります。もちろん、「ああしろこうしろ」ということではないのです。強制ということは1つの枠をはめるということ。例えば絵を描くことも、まねることから始まるわけだし、文章を書くのも誰かの文章を徹底的にまねることによって自分らしい表現ができてくるわけです。最初は強制なのです。そういうことを全く分かっていない指導者が多数いるということは、非常にショックでした。これはどこまで施策の展開の中で追い込めるものか、それは分かりませんが、ご検討いただきたいと思います。

事務局

今ご指摘の放課後児童クラブは、福祉サイドでやっています。実は昨日の午後、福祉サイドの外部評価委員会の中にちょうど、放課後児童クラブの案件があったのですが、そこでも全く同じご意見がありました。基本的には同じ学校単位の中で施設があって、同じ地域で見るのに、統合するなり、何かいい助け合いをした中で事業展開をしてもいいのではないかというご意見もありました。

市としては今の段階の部分ですと、厚労省と文科省の話のラインの中で施策展開しますが、子どもを中心とした考え方からすれば、両事業については見直しをして、できれば協力体制の中で1つをやっていくという方向が本来の在り方かなと思っています。

これについては、回答の中でも、今後システムであったり、そういうものについて検討することもありますので、再度検討部会の中で、施策展開の中でどういう記述が入れられるのか、検討していきたいと思っています。

内村委員

低学年児童、1年生、2年生が主体になるとありますが、放課後をどう過ごすかということが非常に大きな問題になっています。そこは1つですから、どうにかならないかなというふうにいつも思います。以上です。

久慈委員

公民館の利用状況を見ると、市民が増えているにもかかわらず、利用数が減っているのはどうしてかということと、子どもを育てている世代として、プールがなくなってしまったので、何とかしてほしいという意見があるのですが。

事務局

公民館についてお答えします。25ページの資料を見ていただきますと、件数は前の資料と変わってないと思っていますが、実は件数というのは、ある団体が教室とか会議室を借りる場合の件数です。その件数に何人参加しているということの合計です。以前は1つの団体に対して、構成員がたくさんいらっしやっただので、このように

さほど件数が変わらなくても運営率が増えていたのですが、だんだん活動していきますと、高齢になって辞められても新しい人が入ってこなくなる団体もあります。そういうところで、段々1団体の構成員が少なくなってきたところもあるかと思います。

事務局

公民館の部分は、施設の若干の拡充も、少しは地域活動の中で影響すると思います。ただ、公民館の登録の部分については、検討部会の部会長がおっしゃったことが事実あるかと思います。それともう1点、プールの話ですが、現にプールがなくなったということで、居場所づくりという意味合いでは、今度大井地区に児童センターを建築中ですので、青少年の部分での居場所というのは、児童センターの一部にあるのかなと思います。新たなプールを造るのは難しいので、今は小学校のプールを開放するという形を取らせていただいています。

久慈委員

公民館の皆さんの意見を含めて、「使いやすさを考えます」みたいな一文がほしいです。

事務局

利用が伸びていないということもありますので、効率的に利用できるような運営にしたいと思います。

会長

ほかにありませんか。

内村委員

74ページについて質問したものです。ヨーロッパを旅行していると、いつも感じるのですが、あちらこちらで復元作業が続いています。それも見ておきますと、本当に時間を掛けて少しずつ手を入れて、恐ろしく息の長い保存管理といいますか、復元作業を進めているわけです。いったん失われた文化遺産は大変な時間を掛けて、お金と労力を掛けて取り組まなければならない。ですから、「文化財の収集、管理を進めます」くらいの表現では足りないのではないかと思います。「息長く進めます」とか、「積極的に進めます」とか、何かもう少し気合の入った表現ができませんか。

子どもの教育は本当に息長くやらなければいけない。そしてその子どもの育つ環境というものを息長く整えていかなければいけないということです。ですから10年掛かり、20年掛かり、さらには50年掛かりです。スペインなんかは100年がかりでつくろうとしている。それくらいの気構えで文化財の収集、保存、管理、復元ということは考えていかなければならない問題ではないかと思います。

事務局

文化財のことについて、今おっしゃったように一度発掘をすれば、その整理をしながら記録文書を全部固めていくというのは、大変長い事業になります。もう1つは、市にある文化財の修復ということ

については、例えば福岡河岸記念館については億単位の整備をした中でやっている。これについては、市の事業として確かに続けられておりますので、部会のほうでどれほどの記述ができるのか、もう一度検討させていただきます。

内村委員　　つまり、常にふじみ野市に行くと、そういう文化財の修復等をこつこつ進めているということを見せる、子どもたちに見せる。大事なことをやっている子どもたちに教えることができる。こういうことも教育効果があるのではないのでしょうか。

会長　　ほかにいかがでしょうか。予定まであと1、2分時間がありますが、今日やったところで、全体を通して何か言い残したこと等がありましたらお願いします。

郷委員　　30ページと40ページに「施策の展開」で「検討」という言葉が出ています。他の文章では、前向きな言葉があるのですが、われわれもいろいろと市に要請した回答で、「検討します」というような回答は、ただそれに対して検討しただけであって、前向きな答えではありません。一応話し合っておきますということなので、この「施策の展開」の中で、「検討します」という言葉をもう少し前向きな言葉に変えていただけないでしょうか。「検討」という言葉にすごく違和感があります。

事務局　　ほかの記述にさせていただきます。

会長　　よろしくお願いします。ほかにありませんか。

西村（幸）委員　　先ほど回答をいただいたのですが、施設の適正配置ということで回答が出ているようですが、それなりにしっかりと見直して、後期の部分と整合性があるようお願いしたいと思います。これは施策の19番のところですか。これは変えていただいたので、ぜひその通りにやっていただきたいと思います。

それと、全体を通してですが、政策と施策のつながりの整合性を見てほしいということと、施策の展開と主な事務事業と主な目標、その辺のところも言葉や前後関係とか、全体的にはそういう形にさせていただきたい。あと、主な事務事業の概要の辺りの言葉を具体的に分かりやすくまとめていただければと思います。最後に主な目標は、ある程度数字などが出ていると思いますので、その辺の整合関係とか含めて間違いのない形でまとめていただければ。もう1つ、医療関係とか、ぜひ病院の誘致や、例えば大井の地区とか、そういった点も長い目で、誘致という方向でやっていただけないかなという希望です。

- 事務局 1点目の質問ですが、後期基本計画と平成22年9月の公共施設適正配置計画の整合性につきましては、主な公共施設については、ある程度政府方針が決まっていますので、それについての整合性を全体的に図っていこうと思います。それから、本日も指摘のあった主な事務事業の内容やその記述については、具体的で分かりやすく、誤解がないような形になるよう全体的な精査をさせていただきます。
- 内村委員 46ページ、「ユニバーサルデザイン」というのは、何か指摘がありましたか。わざわざ入れる必要はないのではないのでしょうか。
- 事務局 基本的には、ユニバーサルデザインということで、まちのづくり方もすべて、そういう形での指針がありますので、県の福祉のまちづくり条例であったり、そういう部分でのハード面、ソフト面もあります。その展開について、その記述をどうするかについては、わざわざここに記述するかどうか、検討させていただきます。
- 柳川委員 37ページ、人事の件で、職員の健康管理事務ということで、人事評価対策とか、そういうことがかなり強調されていましたが、説明の中にも、退職者の増加とか、精神を病む方が増加しているということがあったと思います。おそらく、かなり職員が減ってきて、実務が増えてきて、それで職場環境が非常に悪化しているのではないかと推測されます。職場の働く環境の改善が検討されていないと、きついのではないかなと思います。そこを少し入れていただけないかと思います。人数が少なくなっても、効率的に、あるいは快適にできる条件を模索していかないと、同じことの繰り返しになると思います。
- 事務局 36ページの施策の目標のところの「職場環境の整備」というところが、ハードも含めて記述についてはもう少し加工させていただこうと思います。
- 小熊委員 歴史文化とかスポーツ等と同列に、図書館の占める文化的役割をもう少しきちんと出したほうがいいのではないかと質問で出しましたが、回答が抜けています。次回でも結構です。
- 事務局 図書館についてはご指摘のあった分で、従来の図書館の役割よりも、地域での情報発信であったり、多目的な部分の図書館ですとか、出てきているところもありますので、それについては部会のほうで検討します。
- 小熊委員 事務事業の部分、特にこの中が魅力がないというか、一般的な文章が多くて、もう少しやる気があるとか、前向きであるというよう

なそういう表現にしていただけるといいかなと思いました。

事務局 活動内容であったり、目的であったりというのを全体的に精査します。

会長 それでは、予定した時間を過ぎておりますので、ここで本日の審議は終了したいと思います。いろいろと意見が出されましたが、これらの意見については、事務局で取りまとめをお願いすることとし、内容の確認については、正副会長に一任していただき、次回の審議会に提示したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(一同：異議なし)

会長 それでは、次回の審議内容について確認していきたいと思います。次回の会議では、前回と今回の審議会の意見をまとめ、答申案についての議論を行う予定でお願いしたいと思います。

議題の2、その他について事務局から説明をお願いします。

(2) その他

事務局 その他については、お配りしました資料2のほうで、第2回の審議の中でご意見をいただいた市の考え方を提示させていただいております。これについては、なるべく市の考え方を「検討します」とか、そういうことのないように回答させていただきましたが、この内容について何かあれば、これについてのご質疑の時間を取らせていただければありがたいと思います。

会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問ありませんか。

内村委員 ですます調に統一するのでしょうか。

事務局 例規的な話と計画の話は別であると思いますが、前期との整合性を取らせていただきます。

会長 その他、最後に事務局から事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局 4点あります。次回の審議会を11月1日木曜日、午後2時からということでよろしくお願ひしたいと思います。それから今後これを踏まえながら、市民との意見交換会を10月14日、16日、23日と行いますので、ここに出た意見交換に対する意見についても事務局でまとめまして、次回の審議会に事前に委員の方への配布をさせていただきます。

3点目、委員の報酬につきましては、後日指定の口座に送らせていただきます。大変こちらの事務がなかなか進まなくて申し訳なかったのですが、大綱のⅣ、Ⅴ、Ⅵのグラフデータについては、できておりますので、本日配布させていただいて確認をいただければと思っています。以上です。

会長

以上で本日予定されておりました議事が終了いたしましたので、事務局に管理進行をお戻ししたいと思います。